

一般国道３５７号多摩川トンネル及び扇島地区に係る庁内調整会議設置要綱

（目的及び設置）

第１条 一般国道３５７号多摩川トンネル及び扇島地区（以下「国道３５７号」という。）の着実な整備を促進し、更なる臨海部の活性化を図り、国道３５７号に係る情報共有及び庁内調整を行うため、庁内調整会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （１）国道３５７号の事業進捗状況に関すること。
- （２）国土交通省が実施する「関東地方整備局事業評価監視委員会」の手続きに関すること。
- （３）前２号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第３条 会議は、別表１に掲げる副市長及び関係局長をもって組織する。

- ２ 座長は、建設緑政局を所管する副市長をもって充てる。

（会議の運営）

第４条 座長は、会議の事務を総括し、必要に応じて、会議を招集する。

- ２ 座長は、第１条の目的を達成するため、必要と認めるときは、前条に定めるもの以外に、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（幹事会）

第５条 会議の所掌事務を円滑に遂行するため、別表２に掲げる職にある者をもって幹事会を置く。

- ２ 幹事会の幹事長は、建設緑政局広域道路整備室長をもって充てる。
- ３ 幹事長は、幹事会の会務を総理し、必要に応じて幹事会を招集する。
- ４ 別表２に掲げる構成員のほか、幹事長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条 会議の庶務は、建設緑政局広域道路整備室において処理する。

（委任）

第７条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和８年８月６日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

構成員

座 長	建設緑政局を所管する副市長
構成員	総務企画局長
	財政局長
	まちづくり局長
	港湾局長
	臨海部国際戦略本部長
	川崎区長
	建設緑政局長

別表 2（第 5 条関係）

構成員

幹事長	建設緑政局広域道路整備室長
構成員	総務企画局都市政策部企画調整課長
	財政局財政部財政課長
	まちづくり局総務部企画課長
	建設緑政局総務部企画課長
	港湾局港湾経営部経営企画課担当課長〔長期計画・計画調整〕
	臨海部国際戦略本部基盤整備推進部担当課長〔交通基盤〕
	臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部担当課長〔基盤・環境整備〕
	川崎区役所まちづくり推進部企画課長